

『八雲御抄』と順徳院の和歌活動

三木麻子

一、『八雲御抄』と順徳院歌壇の歌合

順徳院の著した『八雲御抄』は、和歌についてのさまざまな先例、知識、歌語や歌枕を集成し解説するが、その際には先行歌学書をはじめ多くの書物を集大成して、引用している。しかし一方で、順徳院が規範とした歌学書などが成立した後の事跡や歌例についても、『八雲御抄』には言及がみられる。先行歌学書記載例以外の、順徳院自身が追補していくたる名所部の歌例については吉田兼氏の御調査があり、また各所に、順徳院の独自の用例や見解を見ることができる。それは、例えば、先行歌学書でカバーすることのできない、建保期の順徳院歌壇の活動を伝える時にみえるものである。すなわち、そこに定家の名をあげる時、順徳院の目で見た「定家」が記されることになる。

『八雲御抄』卷第二 作法部では、歌合の出題資格について、

「一、勅題 一、儒者 一、可然臣……此外其道堪能人 如定家など時々密儀には出^(出)之」と、和歌の道に長じたものとして定家の名をあげる。また、判者として適任なものとして、「近比俊成入道 相繼定家 傍若無人 尤専^(也)」ともいし、講師の記事にも「建保中殿 「民部卿」定家」と記される。これも定家が、建保期の内裏歌合（元年閏九月、二年八月十六日、四年閏六月百番歌合・五年十一月冬題歌合（以上は衆議の後の記録）や建保五年九月右大臣家歌合などで判詞を付していること、『明月記』には自身が出題に関わった例や、講師に任せられた記録が非常に多く見えていることを考えれば、当然の記事といえる。そして、このようなことは定家に関する記事以外にも予想されることであろう。

そこで、本稿では、順徳院自身の見解を示していると思われる『八雲御抄』の記述について、実際の和歌活動と繋がるものを見たり、それが順徳院の歌論と詠歌にどのように結びついているかを明

らかにしたいと思う。

『八雲御抄』卷第四、言語部では、歌ことばについて解説をする

が、その中の世俗言、「みがくれて」の項に、

みがくれて 必万葉水隱也 寄水可詠存之 而近曾或歌合無何み
がくれてと詠 歌合座にて歌水離みがくれ如何 違万葉本意之
由謂出 定家家隆共俊頼が玉ぐしのはにみがくれてと証歌を申
其上は予不及謂子細 但彼作者そこを思(ひ)てよむ程の人にも
なかりき 両人が出証事がゆゝしけれど此条猶如何

(以下省略)

とある。「みがくれて」は『万葉集』にあるように、「水」に寄せて
詠るべきなのに、近ごろの歌合で、「水」を詠まない「みがくれて」
があつた。順徳院は『万葉集』と異なると言つた(注6参照)が、定
家家隆が、俊頼歌を詮歌としてそれでよいと述べた。両人が言う以
上、もう何も言えないが、どんなものだらうか、と言うのである。

この歌合は、建保五年（一二一七）の冬題歌合のことと、定家の
後日判詞は、十六番で、左の兵衛内侍歌と番われた、右、左衛門督
忠信の「しめしののあられの玉にみがくれてうすみどりなる冬の下
草」に対して次のように記されている。

右の、みがくれて、水のあたりにやなべていひならはしたる、
と申す人人侍りしかど、俊頼朝臣、たまくらのはにみがくれて

もずの草ぐきめぢならずとも、と申す歌侍るよし、申しいだし
侍りき、左、なほ歌さまことに優なりとて、為勝。

これが、『八雲御抄』によつて、「みがくれて」は水辺の事だと言
つた人々の中に順徳院もいたこと、証歌を出したのが、定家のみな
らず家隆でもあつたこと、それでも順徳院は作者忠信の力量を考慮
して、やはり右歌の「みがくれて」はおかしいと思っていることな
どが知られ、興味深い。しかし、このような当座性への興味だけでは
『八雲御抄』を読むのではなく、順徳院の和歌観に結びついたこと
を、と言う意味で、『八雲御抄』の歌論部といわれる卷第六に注目
したい。

既に、『八雲御抄』卷第六、用意部、「すべて歌にきはめてうけら
れぬ事」の「六のやう」の「第一 近(き)人の歌の詞をぬすみとる
事」で、

雅経が、なく音もよほのとよみたりしを、家隆が、露のぬき夜
はの嵐とよみたるににたりと、①定家難じ申(注7)き。

一文字二文字といふとも、耳にたつ様なる事をとるが、あしき
なり。凡雅経はよき歌人にてありしを、後京極攝政の、人の歌
をとるといははけるときゝしを、さしもやとおもひしに、②建
暦の詩歌合の時、有家が、すゑの松やまずことゝへとよみたり
しを、評定の時、定家、雅経などきりに感じ申しを、同年七

月に五首の会のありしに、あし引きのやまざ心にかゝりともと、やがてよみたりしは、いかなる事にか。

という雅経の模倣表現については、田村柳庵氏が問題にされた。田村氏は①が、建暦三年（一一一三）閏九月十九日仙洞歌合（『新編国歌大観』では「内裏歌合建保元年閏九月」とする）での、定家の判詞であることを指摘しておられ、この定家判詞については唐沢正実氏にも御論文がある。^[註]

定家は、七番「寒夜虫」題の、右、雅経歌「きりぎりすなくね もよのはつ霜にのべのあさぢやまづかはるらむ」に対し、

右もすがたことばはいうなるさまに侍るを、ちが比「露のぬき もよのはの山かぜ」のこゑはたつたのにしき」といふけ、此歌もし作者見およばず侍るにてもいまはめづらしからず見え侍れば、以左為勝。

と述べている。ここで第一には、定家が「露のぬきよはの山かぜ」という家隆歌について、「近ごろ」の歌として言及していることが注目される。当該歌は『壬二集』において「月輪殿御会に、紅葉」とあるものである。月輪殿（兼実）主催の歌会で詠まれたとすると、

その詠作年次は不明ながら、かなりの年数を経ているものと見なければいけないだろう。兼実家歌壇の盛行は承安（一一七一）から治承（一一八一）年間と言われている。家隆や定家の作歌活動時期か

らみて、承安まではさかのほらないものの、『拾遺愚草』にみえる「建久七年（一一九六）三月、閔白殿宇治にて、山花留客といふ」と、当座の兼実主宰の歌会の例などと考え合わせて、建久期までの歌会かと思われ、建仁二年（一二〇二）の兼实出家からでも十余年を経て建暦三年（一一一三）の歌合で、「近ごろ」といわれていることになる。判詞に「此歌もし作者見およばず侍るにてもいまはめづらしからず見え侍れば」とある「今」と併せて見ると、今は珍しからず見える、このような言い回しの初例として、家隆歌があげられたと考えられる。順徳院は、家隆詠を当歌合まで、知らなかつたとしても「今は珍しからず」に不審を覚えず、「一文字二文字といふとも、耳に立つ様なる事を取るが、あしき也」と教えを導いているのである。実はこの時の右歌は、順徳院の詠であり、同判詞がより印象深いものであったことも想像される。

ところで、家隆が創造した表現で、定家の判詞に完全に引用されている家隆歌であるが、後代への影響をみると、かなり年代は下がるもの、影響を与えてるのは雅経歌のほうである。「天授元年（永和元）一三七五）に南朝長慶天皇内裏で吉野帰山中の宗良親王を判者に催行された」（『新編国歌大観』解題）という、南朝五百番歌合で、二条教頼が、

松虫のなくねもよはの初霜に色こそかはれ野邊のあさぢふ

(三四二)

と詠んでいる。独創性は家隆にあるとしても、雅経歌の虫の音も弱る頃、初霜に浅茅が色を変える初冬の景色も、評価されてもよいのではないか。和歌が詠まれた状況のなかでの評価と、作品そのものに対する評価はまた、別の次元かとも思われるのである。

さて、再び『八雲御抄』の類似表現批判にもどると、田村氏は、「同七月五首歌会」を「未詳、『明月記』同七月十三日に定家が家

隆と共に歌題五首を進上した記事がこれに該当するか」といわれ、雅経の「あし引きのやまづ心にかかりても（下句未詳）」は雅経新出歌になるとも指摘されている。唐沢氏は、「七月五首の会」を『紫禁和歌集』詞書に「同初秋比、無譲、晚風在秋、野花纏開、橋辺秋月、尋不逢恋、不忘絶恋」（一五〇一九）とあるものであると言っているが、恋歌とおぼしき雅経歌は、恋一題のいすれかであろうと推定される。

また、有家の詠は『八雲御抄』には全句引かれていないが、唐沢氏は、由阿の『六華集』卷第六雜上にある、

ながめことゆくへの浪もすゑの松やます事とへ故郷の月

(一六七〇)

『定家卿百番自歌合』

九十五番 左 内裏詩歌合（羈中眺望）

踏迷ふ山なしの花道たえて行さきふかきやへのしら雲

(九〇)

(一八九)

右勝 同上（羈中眺望）

をあげ、建暦詩歌合は、建暦二年（一一一）のことだらうといわれる。『六華集』は家隆などの新出歌も多くあると言つ（『新編国歌

大観』解題）歌集であるので、この建暦詩歌合の詠も含まれたかと考えられる。同詩歌合のすべては残されていないものの、建暦二年の詩歌合の記事を、諸歌集から検出してみることができる。これは、『紫禁和歌集』に「（建暦二年）五月十一日、詩歌合詠無風聞、始于今度」と記されているので、順徳院が始めた最初の詩歌合であることが知られ、ここには「山居春曉、水鄉秋夕、羈中眺望」題の計六首が載せられるが、今、有家歌に関わると思われる「羈中眺望」題の和歌を、他の歌集も含めてあげることとする。

『紫禁和歌集』

羈中眺望

行きくれぬなほ又こえんしるべせよ里とふ山に出づる月かけ

(八九)

わすれなん思ひなれにし故郷も月はみしよのさやの中山

(九〇)

(一九〇)

後久我太政大臣（源通光）

『壬二集』

同内裏にて詩歌合侍りしに、羈中眺望

だてそ

ただくれね閑の戸ささぬ比なれば月にもこえん足柄の山

(二九五六)

高しまやかちのの原に宿とへばけふやは行かんをちの白雲

(二九五七)

『明日香井集』

内裏詩歌合同五月十一日 羈中眺望

時しらぬふじのたがねのゆきやらでひかずのみふるあづまちの
そら

(一一八五)

みねの雲かかるあらしもまだしらぬふるさと人のまつにつげこそ

せ

(一一八六)

二、我也我もとおとらず取

『新勅撰集』

建暦二年内裏詩歌合、羈中眺望といへる心をよみ侍りける

六条入道前太政大臣（藤原頼実）

こえわぶる山もいくへになりぬらむわけゆくあとをうづむしら

くも

(五三三)

『万代集』

建暦二年内裏詩歌合に、羈中眺望といふことを

ところで、①の歌句が問題となつたのは、「よはる（弱る）」に「夜半」を掛け、いわゆる秀句的表現として、下句へ続けたことであろう。②の場合も、「末の松山」に「やまず」を掛けた有家詠を、「あしひきのやまと」に「やまず」を掛け、模倣したことを順徳院は、「やがてよみたりし」と、そのままであると批判しているのである。同じ掛詞での模倣であるのに、①と②での順徳院の評言では、②のほうが批判的調子は鋭く、①の「耳に立つ様なる事を取るが、

(三四四五三)

多くの歌に山越えが詠まれ、歌枕も配されている。有家歌で「ゆく
への浪もすゑの松やま」と詠むのも、行方のない身も、波のよう
末の松山を越えて、という意かと思われ、末の松山の山越えに「や
まず事とへ故郷の月」と、故郷と同じ月に故郷のことと尋ねよ、と、
月を配しているのは、順徳院や家隆の詠などで、山中で見る月が詠
まれることと類似している。有家の『六華集』所載歌が建暦詩歌合
詠であると見てよい、と思われる。『八雲御抄』の記述を現存資料
で裏付けると、右のような例を示すことになるだろう。

あしき也」は、一般化して述べているようにみえる。

もつとも先に引用した部分の前段には、

第一 近(き)人の歌の詞をぬすみとる事

此事歌人のきはめていたむ所也。ふるきことを准し、あたらしき詞を思えていひいでたる事を、かれがうらやましきまゝに、やす／＼とわろくとりなしていひつれば、もとの歌の詞も耳なれ、今の歌も無_下にきたなき、後代にはいづれかさき也けむ勘

知ざらんには、たゞ誰もよみける事にてなん。極たる大事也。とあり、これは、「ふるきことを准し、あたらしき詞を思えていひいでたる事」が、「たゞ誰もよみける事」になって、その独自性を失うことを戒めている。先程の南朝五百番歌合、二条教頬の例などは、さしつめ、『八雲御抄』のいう「後代にはいづれかさき也けむ勘知ざらんには、たゞ誰もよみける事にてなん」ということになる。また、『八雲御抄』は、統いて、

さればとて、春霞たつた山、久方の月のかつらのなど云様なる

詞は、ふたく（二句）つゞきたりとも、はゞかるべからず。二

文字、三文字なりともあたらしき事をとるがあしき也。万葉以下ふるき事を模_{注12}して二三句もわざとかへでよめるたぐひはあれど、それは別の事也。（以下、二〇〇頁に引用した部分に統く）とあり、古い『万葉集』以来の「〇〇立つ田山」というような枕

詞的な慣用的な表現は二句でも取つてよい。それに対しても、「二、三文字でも「あたらしき事」をとるのがいけない」というのである。

そこで、雅経の問題に戻つてみれば、②の建暦二年五月十日の詩歌合で好評を得た表現を、七月十三日に模倣したということでは、きびしく批判されても仕方ないだろう。

二〇〇五～六頁の引用部分のあとに、『八雲御抄』は、

雅経さしも有家をうらやましく思ふべきほどの歌人にもなきだにかゝり。まして_{注14}下の人我も／＼とおとらず取。これ第一のことがなり。

と、必ずしも雅経のことは悪く言わないで、雅経でもこのようないがあり、「まして」誰でも競うように新しき事を取ることが「とが」であると述べている。順徳院が批判しているのは、多くの人が秀句表現を模倣して行くことと考えてよいだろう。実際、有家自身が、「建保三年内大臣家百首」で、「曉攜衣」題に、

在明の月おちかかるあしひきのやまづもうつかあさのさゝうも
(夫木抄 五七七三)

と、自作の表現を再現していることが解る。これは、他人の言葉ではないものの、やはり批判の対象となつていくのではないだろうか。ちなみに、定家自身もこれに似た表現を用いている。建保三年『内裏名所百首』の、恋二十首中「筑波山」題に、定家は、

あしほ山やまづ心はつくばねのそがひにだにもみらくなき比

(七五九)

と詠んでいる。「止まず、心はつく」を「あしほ山」と「筑波嶺」に掛けた時に、定家にとって、先の一連の表現や自身が評定に参加した時の感嘆、順徳院のいう七月五首の会の際の雅経歌への批判などはもちろん記憶に新しいものであったと思われる。そのせいか、定家自身の表現は、「末の松やまづ」のような、初回には意外性と面白みが感じられたであろうが、舌足らずな感もする言い回しはやめて、「あしほ山」の「山」を同音反復の序詞として用いている。地名として「つくばね」に対する「あしほ山」を際だたせる意味もあつたかもしれないが、掛詞的秀句表現にだけこだわるのでない、バランスの取れた定家の作歌方法が理解できる。

三、建暦、建保期の歌合

そこで改めて、建暦、建保期の歌合に目を向けてみたい。順徳院が、家隆詠を知らずとも、定家の判詞「此歌もし作者見およばず侍るにてもいまはめづらしからず見え侍れば」を自然に受け入れた理由はどのあたりにあるだろうか。

建保元年（一二一三）は、十二月六日に改元されているから、正確には建暦三年閏九月に行われた内裏歌合では、さきほどの「なく

ねもよはの」と詠まれた、七番「寒野虫」と同題での十二番でも、左(勝)の行能の和歌に対して、右の光家が、

すすむしのこゑはいとどやよはの霜ふるののをざきたえぬあら
しに

(一四)

と詠んだ和歌が番われ、定家は、「むしのこゑ夜半の霜のこと七番の右の歌のおなし心に侍るべし」と、判じている。「すすむしのこゑはいとどや弱」が、「夜半の霜」と掛詞になっている点が、七番と全く同じ趣向であることを指摘し、「すすむしのよりたることもめづらしからず侍れば」とした上で、右歌が「祝言」であるので、「勝」と定めているのである。「祝言」の歌は、歌合では負けないと言う原則があるので、「七番の右の歌のおなし心」と「鉛虫」「振る」の縁語も「めづらしからず」である点が、負け歌となつた要素であるだろう。

同歌合では、このような掛詞を趣向とする例が、他にも見いたせる。六番「深山月」題で、左方の行能は、

きみがちよを空にみやまの松のえのかはらぬ月もいつとわきけ
り

(一一)

と詠んでいる。これは、左歌初句の「君が千代」や「松の枝」が「ききなれ」ないということを、「ふかき難にはあらず」としつつも、無難な右歌が勝った例である。判詞では取り立てて問題にされてい

ないのだが、「空を見」に「深山」を掛けたという点では「なくね もよは」とも相似点があると思われる。その上、行能歌そのものにも先行例が指摘できる。

「深山……」が題に出され、「見る」と掛けた例としては、建仁元年（一二〇一）八月一日夜、御所内和歌所で催された、後鳥羽院主催の撰歌合で、「深山曉月」題に鴨長明が詠んだ、

よもすがらひとりみやまのま木のはにくるもすめる有明の月

（六九）

がある。これは判者俊成に、「左歌、ひとりみ山のま木の葉にくも

るもすめるなど、もともよろし、仍為勝」と高く評価され、その上、『新古今集』（雜上 一五一三）にも入集している。^{注15}

それのみならず、建暦三年（建保元年）二月の「内裏詩歌合」でも、康光が「山中花夕」題に、

にはひくる風のしるべをしたひつつひとりみ山の花のゆふ暮

（三四）

と詠んで、勝ちになっている。さらに、同年七月にも、「内裏歌合」の十一番「山鹿」題で、俊成卿女が、

月影をみ山のあらしふけぬよりも秋さびしさをしかの声

（一一一）

と詠んで、為家歌と持くなっている。同歌合は判詞は書かれていない

いが、「衆議判」とあるので、それぞれの表現が、歌合の場で検討されたことになろう。このような例も、「まして已下の人我も／＼とおとらず取」と書かれた背景にあるものと考えられる。

また、そのように考えると、先の『八雲御抄』

さればとて、春霞たつた山、久方の月のかつらのなど云様なる詞は、ふたくつゞきたりとも、はゞかるべからず。二文字、三文字なりともあたらしき事をとるがあしき也。万葉以下ゐるき事を模して二三句もわざとかへでよめるたぐひはあれど、それは別の事也。

の、「万葉以下ゐるき事を模して二三句もわざとかへでよめるたぐひはあれど、それは別の事也。」についても、その背景が推察される。当該箇所は「歌学大系 別巻三」では、「万葉已下ゐるき事を基【と】して、二三句もわざとかへてよめるたぐひ」と、翻刻されている。本歌の二、三句を変えて詠む、というのは、変えない部分も二、三句ということになるが、本歌取りとしては当然のことであろう。また本歌の二、三句をとつてわざと変える、とすると、本歌が解らなくなってしまう。そこで、「かへで—古い歌の二、三句をわざと変えないで取る」とすると、それはそういうこともあって、（量的には多いが、また「春霞たつた山」などのようなものとは違つて、非難されるべきことはあるが、それは新しい語句を取つて非

難されると言うのとは) 別の事であるという見解を示していることになるだろ^(注)う。そこにも順徳院自身、見聞きした和歌で、このような具体的な例があつたと思われるのである。

それは、建暦三年閏九月一九日の内裏歌合であるが、十三番「寄風雜」題で、これも先の七番と同じく、順徳院と雅経の番となつている。そこでは、

十三番 寄風雜 左勝 女房
たつた河ながれもゆくかもみぢばのちらぬかけを風にまかせて

(二五)

右 雅経朝臣

つくばねのこのものあらしにもきみがみかけをなほやた
のまむ
(二六)

という詠歌に対し、

左心すがたいとよろしくは侍るを、秋の歌にやすこしききなさ

れ侍らん、右歌のさまもいにしもあはれに侍るを、つくばね

のこのものも、君が御かけ、三句おき所、ただ、かけはあれ

ど、ますかけはなしといふ二句ばかりやかはりて侍らん、古歌

を本とすれば三句おなじ所におかばあたらしき歌の心いくばく

ならずとかや、そのかみ老父申す旨侍りき、猶以左為勝。

という、定家の判詞がつけられている。「つくばねのこのものも、

君が御かけ、三句おき所、ただ、かけはあれど、ますかけはなしと
いふ二句ばかりやかはりて侍らん」というのは、『古今集』の
つくばねのこのものに影はあると君がみかけにますかけはなし
(東歌 一〇九五 常陸歌)
の、本歌と三句まで場所も同じであることを、俊成の詞を引いて批
判しているのであって、それがまたそのまま、『八雲御抄』の「万
葉以下ふるき事を模して二三句もわざとかへでよめるたぐひは(非
難される事で)あれど」の文脈に生かされているといえるだろう。

四、『八雲御抄』と『順徳院百首』裏書

『八雲御抄』の記述との関連で、既に指摘されていることに、
『順徳院百首』の裏書との関係がある。唐沢正実氏は『『順徳院百
首』の「裏書」について』で、『順徳院百首』に対する定家の評語
を記した「裏書」のうち、

こまとめてしばしはゆかじ八橋のくもでにしろき今朝のあは雪
に対するもの、

(冬十五首 六五)

尤其興候、元久之比以後、世間哥仙不_レ論「初学旧老」、詠歌
一向、白き、青き、嵐_スく也、吹嵐哉、此外哥不_レ候。

が、『八雲御抄』卷第六、用意部の「すべて歌にきはめてうけられ

ぬ事」の「第三 詞のいりほが」の

定家云、しろき、あをき、吹あらし哉、あらしよくなりにての
み侍といふも、詞のわろきにはあらじ、あまりに人」とにこの
むをにくむ也。

に利用されていることを指摘されている。^(注20)裏書は、嘉徳三年（一二三七）、定家が『順徳院百首』に対し加点し、評語を書いた際、「非加点歌について定家がその理由を注したもの」（唐沢正実氏注）⁽¹⁸⁾論文とされ、評語より先に成立したと考えられているが、『八雲御抄』の伝本で、久曾神昇氏が承久の乱時には一応成立していたと言われる第一次稿本（内閣文庫本）にも、当該部分は存している。内閣文庫本の性格については再考を要する点もあり、ともかくも現在の内閣文庫本について、遷幸後の記事が含まれることがありえるものと見ておく。

さて、唐沢氏や注（17）にあげた、大取一馬氏の御論のなかでは、『裏書』の定家の言説の内容を分類、考察されているが、この六五番歌に対する「詠哥一向、白き、青き、嵐ふく也、吹嵐哉、此外哥不候」の言は、いずれも「特定表現の乱用と常套化、その結果として多くの類似歌を生み出してしまことに対する批判」（唐沢氏）、「（白き）などの語が詠まれて以後多用され、類似歌が多く出でたために詠むことを嫌った例」（大取氏）としてあげられている。

類似表現に関するいくつかの定家の戒めがこの六五番の裏書の言に代表させられて『八雲御抄』に記されていったと考えられるだろ。う。「あまりに人」とにこのむをにくむ也」という順徳院自身の言にも院の理解が窺える。

さて、そのように考えると、二で引いた、「万葉以下ふるき事を模して二三句もわざとかへでよめるたぐひはあれど、それは別の事也」について、裏書、評語を含めた『順徳院百首』が、その背景に推察される。それは、『順徳院百首』の

たかしまやあど川柳風吹けばぬれぬしづえにかかる白浪

（春二十首 六）

に対する定家の評語で、「此第二句廢忘不^(注21)覺悟^(注22)候、始末隔凡俗至^(注23)愚難^(注24)覃候」とあるなか、「此第二句廢忘」と、第二句「あど川柳」が廃れた語であると批判されているところである。そもそも裏書に「其本哥定候歟、当座不^(注25)覺悟^(注26)候間、不弁^(注27)存^(注28)候」（本歌があるだろうが、当座には解らない）と書かれたのは、その本歌である次の万葉集歌を認めがたいという意識があつたのではないかと思われるのである。

あられ降り遠江の吾跡川楊刈れどもまたも生ふといふ吾跡川楊
（万葉集 卷七 一二九三）
この「吾跡川楊」が、万葉語で、あまり聞き慣れないことを定家は

本歌として疑問視した。ところが、順徳院のほうは、

たかしまやあどかは波のあさ霧に身をかくろへて千鳥鳴くなり

(紫禁和歌集 一〇二六 建保五年十月二十二日当座「水郷冬」)

という歌にも

高島の阿渡川波はさわけども私は家思ふ宿り悲しみ

(万葉集 卷九 一六九〇)

の下句を詠み込んでいて、「高島のあど川柳・波」を意図的に使おうとした事が解る。他にも順徳院には、枕詞をともなったり、「一、三句にわたるような長い『万葉集』の地名をそのまま詠もうとした例が見える。本歌となつた万葉歌とともにあげてみよう。

松浦川ななせの淀の夕波に心づくしの風の音かな

(紫禁和歌集 四一七 建保二年九月「同日、人人、歌の

試体に難題よみ侍る次に、当座、出題定家、松浦晚風可

(淀宗)

松浦川七瀬の淀は淀むとも我は淀まず君をし待たむ

(万葉集 卷五 八六〇)

この場合は、難題「松浦晚風」を定家の「淀を宗とすべし」という注意に従つて詠んだもので、「ななせの淀」を入れたのだが、ここ

では必然的に万葉歌に多く拋らざるを得なくなつてゐる。

またその後の名所和歌の集大成といえる建保三年（一二一五）の

『内裏名所百首』でも、名所を『万葉集』から選び出したために多くの歌句を万葉に拠るという順徳院の詠歌も見えるし、出詠歌人達の中にも、万葉歌に多くを拠つてゐるものも見えてゐる。

玉島川

▽松浦なる玉島川に鮎釣ると立たせる児らが家道知らずも

(万葉集 卷五 八五六)

玉島や川瀬の波の音はして霞にうかぶ春の月影

(紫禁和歌集 六一六)

まつらなる玉島川の春霞家路しらずもへだてきにけり

(建保名所百首 一六 家衡)

三輪山

▽古へにありけむ人も我がことか三輪の檜原にかざし折りけむ

(万葉集 卷七 一一一八)

花の色になほをりしらぬかざしかな三わの檜原の春の夕暮

(紫禁和歌集 六一九)

かざし折るみわの檜ばらの嵐にぞ花こそにはへ春はきにけり

(建保名所百首 六〇 康光)

磯間浦

▽月読の光を清み神島の磯間の浦ゆ舟出す我は

(万葉集 卷十五 三五九九)

かみしまや磯まの浦にあまのかるもにすむ虫の身をうらみつ

(紫禁和歌集 六八五)

・かみ島や磯間のうらに舟出しておきつ塩みて又かへりこん

(建保名所百首 八四二 行意)

・夕波のかけてぞこゑる神島の磯間のうらに衣かたしき

(同 八四七 家隆)

飛鳥川

▽飛鳥川七瀬の淀に住む鳥も心あれこそ波立てさらめ

(万葉集 卷七 一三六六)

あすか川なせの淀に吹く風のいたづらにのみ行く月日かな

(紫禁和歌集 七〇〇)

これらの様な例は、まだまだ見いだせるのであるが、歌枕題を詠む時に「○○の△△」「○○や△△」というような形で『万葉集』の地名を詠んで行くことはひとつ的方法として中世歌人のなかに認識されていたと思われる。いわゆる本歌として、土地のイメージを利用するとか、秀逸表現としてとかいうのではなく、「春霞立田山」と同じ感覚で捉えられたと思われる所以であるが、そのもとの万葉歌の認知度によって、定家などにとつては「春霞立田山」と同じようには扱えない「たかしまやあと川柳」などの例がある。そのあたりの実作と教えとの間に立った順徳院が記した言葉が、「万葉以下ふ

るき事を模して二三句もわざとかへでよめるたぐひはあれど、それは別の事也」ではなかつたかと考えるのである。「別の事」というところに、非難でも、肯定でもない、別の問題である、という意味が感じられる。

五、順徳院にとっての「近比」

さて、『八雲御抄』巻第六で「うけられぬ事」の第一が「第一近(き)人の歌の詞をぬすみとる事」であったのだが、順徳院にとって、「ちかごろ」とは、どのように捉えられていただろうか。

先に、定家が、家隆の少なくとも二十年近く前の詠歌を「ちか比」といいつつ引用していた。これは、時期そのものよりも、同時代人であって、現在も活躍する家隆である事を強調する姿勢と考えられる。順徳院も、『八雲御抄』のなかで、「近ごろ」という言い方を何度か用いている。

卷一、正義部の「六義」の解説中、「近比も歌の十体とて品々をたてたる物ありき」といい、これはいわゆる『定家十体』のようなものと指すかと思われるが、順徳院の活動の中で、『紫禁和歌集』に、「同比(建保年間)、十体を人人分けて詠之、当座 長高様、幽玄様」(一八二、一八三)のように見える例も、この記述に関連するだろう。また、卷二、作法部の歌病について述べた「八病」で、

「乱思病」の和歌について「此たぐひむかしも多 近いろことにみゆるもの也 所詮下品歌人毎度得之」とい、また後にも繰返して「同心病」について述べる中に、「さやうの事近比も多」と「正治初度百首」の中での家隆、寂蓮の詠を例として引いている。

建保期は確かに近ころであるとして、順徳院にとつても、家隆、寂蓮という人の和歌を引く時には、「近いろ」の歌人であるという、同時代性を強調したものと思われる。そして、「乱思病」についての「此たぐひむかしも多 近いろ」とみゆるもの也」は、その実例をみいだせないものの、「近ころの下品歌人」ということで、「近ころ」に対して何らかの警告を発しようとしているよう見受けられる。「八病」の次に記される「四病」の「爛蝶病」の評言にも、寛平后宮歌合での例歌に続いて「是は下品歌人のよむ腰折皆如此」という箇所がみえる。ここだけでは「近いろ」とは言えないものの、「八病」の所から続けてみると、「近いろ」の下品歌人に對して意識を向けていることと思われる。そしてそれは、定家が『近代秀歌』で「但此比の後学末生、まことに歌とのみ思ひて、そのさま知らぬにや侍らん」というような、和歌の末世という危機感が書かせたものと言えるだろう。

そこから先の和歌表現の方向を、模索する歌人達が見える。また、そこから和歌の道を深めて行かなければいけなかつた順徳院の危機感を感じられるのである。
それを感じさせた日々の和歌活動の実態を、順徳院歌論に結びつけて、『八雲御抄』理解に役立てる方法として、提示したいと思う。

注

(1) 『八雲御抄』名所部における勅撰和歌集の地名について

〔大阪信愛女学院短期大学紀要〕第21輯、昭和六二年)

(2) 片桐洋一編『八雲御抄の研究 枝葉部 言語部』(和泉書院・

平成四年・二月)、『八雲御抄の研究 正義部 作法部』(同・

平成一三年・一〇月)など執筆者一同による研究会の成果に

拠る。

(3) 『八雲御抄』の引用は、国会図書館本による。私に濁点、句読点を補い、細字は「」に補つた。底本に不審な点がある

場合は、細川幽斎筆本や、宮内庁書陵部蔵本、内閣文庫本などを適宜参考し、表記を改めた。注(2)本文編も参考されたい。

『八雲御抄』卷六において記されるのは、順徳院が自身が見聞きした歌合で捉えられた現在であった。そこに、新古今時代を経て、

(4) 国会本の記述では、俊成のあとは、定家がもっぱら判者をつ

とめ、第一級の判者であると言う。内閣文庫本の記述では、「仍法皇御宇 俊成入道 建保比定家」とある。

(5)『八雲御抄』と順徳院歌壇の関わりについては、日本紀・漢籍の引用における『信西日本紀鈔』と『和歌童蒙抄』重視の

観点から『八雲御抄』編集方法にまで影響があつたことを述べる、東野泰子氏「『八雲御抄』編集の方法—信西日本紀鈔と和歌童蒙抄の利用を中心として—」(『文学史研究』32号、平成三年一二月)がある。

(6)「予」は、内閣文庫本による。内閣本では「歌合座にて」のあとにも「予」とあり、幽斎筆本は「朕」が書かれる。順徳院自身が発言したか。

(7)国会図書館本、幽斎筆本は「難に申き」であるが、書陵部本、内閣文庫本によりわかりやすい本文を取った。

(8)田村氏「藤原雅経の和歌活動とその詠歌をめぐつて—特に、

建仁二年新古今集撰集下巻までを中心にして—」(『中世文学』第二十二号、昭和五二年)。唐沢氏「藤原定家の歌合判詞管見一建暦三年閏九月十九日内裏歌合を中心にして—」(『古典論叢』第26号、平成九年一〇月)

(9)同詩歌合の詠は、この外に『拾玉集』(慈円)四一七二から

四一九二番に「建暦二年五月十五日、内裏にて詩に歌を合

せられし三首」の詞書でのる。唐沢正実氏は「順徳天皇内裏における詩歌合の盛行について」(『語文』65号、昭和六年六月)で、範宗集についても16、266、267、638、639を指摘されている。また同時の詠は新勅撰93、続千載374にもみえる。

(10)久保田淳氏は『訳注 藤原定家全歌集』(河出書房新社・昭和六年六月)で、『拾遺愚草貞外之外』にのる「建保五年六月定家卿百番自家合」のうちの三首を、あるいは建暦二年の内裏詩歌合のものかと言われ、()に示した歌題を推定された。定家の作は家集では「山居春曙」詠しか見えないので、これであとの二題三首が補われる。ここにはそのうち、一題二首を載せた。

(11)国会図書館本、幽斎筆本は「ふるく」、書陵部本、内閣文庫本「二句」とある。「る」は「た」の誤写とみて訂正した。

(12)書陵部本による。国会図書館本、幽斎筆本は「募して」、内閣文庫本は「基として」で、内閣文庫本でも意味は通じる。

(13)定家が『詠歌大概』に「幾度なりとも憚るべからず」と、記している句も、四句中三句が「久方の月の桂」「足引の山郭

公」「玉鉢の道行人」という枕詞の例である。

(14)書陵部本、内閣文庫本により「已下」とした。国会図書館本

は「上下」である。

(15) 摂者注記は、有家、雅経である。

(16) 書陵部本に「わざとかへずして」とあるのは、意味を通りやすくしたものと思われる。

(17) 『順徳院百首』は、順徳院佐渡遷幸後、貞永元年（一一一三）に詠まれ、定家の加点、評語を受けたもので、裏書はさらにある種の伝本に記された注。裏書については、唐沢正実氏、「『順徳院百首』の伝本について」（『語文』59号、昭和五九年五月）、「『順徳院百首』の「裏書」について」（『和歌文学研究』第49号、昭和五九年九月）、「順徳院百首『裏書』本文と校異」（『中世和歌資料と論考』、明治書院、平成四年十月）、「新勅撰和歌集と順徳院百首」の成立をめぐって

(19) 『新編国歌大観』第十巻「順徳院百首」解題（唐沢正実氏担当）に翻刻された、「京都女子大学蔵本（Y・K・九一・二一・J）により、私に、句読点、訓点を施した。

(20) 佐藤恒雄・福田秀一氏校注「詠歌一体」（『中世の文学・歌論集』）、三井書店、昭和四六年（一月）の補注にも、「先達加難詞」の「吹くや嵐」について、「順徳院百首跋（裏書）に見え、それを受けてか、八雲御抄には、…（三 詞のいりはが）引用…とある」と指摘されている。

(21) 注（2）『正義部・作法部』の「論考—国会図書館本と内閣文庫本の関係について」をも参照されたい。

(22) 『新編国歌大観』『順徳院百首』に拠る。

(23) 「正義部・作法部」については注（2）の『研究篇』参照。

」（『和歌文学研究』68号、平成六年五月）「順徳院百首周辺

の諸問題」（『古典論叢』24号、平成六年五月）のほか、大取馬氏「新勅撰和歌集」の位置—「順徳院百首」の「裏書」を手がかりにして—（『龍谷大学論集』43号、平成元年二月）、藤田百合子氏「順徳院百首」の性格—その詠作目的と定家評語の成立まで—」（『日本文芸思潮論』、桜楓社、平成三年三月）がある。

(18) 前項参照。

引用は、特に断らない限り、「新編国歌大観」によったが、『万葉集』は、旧国歌大觀番号を付し、「万葉集 訳文編」（精書房）によった。また本稿は和歌文学会第47回大会（於関西大学）で発表した原稿に加筆したものである。席上貴重な御教示を賜りました先生方には心より御礼申し上げます。

（みき あさこ）／大谷女子大非常勤講師